

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月6日

【四半期会計期間】 第78期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

【会社名】 株式会社丸井グループ

【英訳名】 MARUI GROUP CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 青井 浩

【本店の所在の場所】 東京都中野区中野4丁目3番2号

【電話番号】 03-3384-0101(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 村井 亮介

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区中野4丁目3番2号

【電話番号】 03-3384-0101(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 村井 亮介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第77期 第3四半期 連結累計期間	第78期 第3四半期 連結累計期間	第77期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	302,023	305,723	407,366
経常利益 (百万円)	17,937	20,047	24,443
四半期(当期)純利益 (百万円)	9,621	11,602	13,255
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	10,805	15,068	17,512
純資産額 (百万円)	297,334	314,482	304,051
総資産額 (百万円)	641,651	663,189	624,173
1株当たり四半期(当 期)純利益金額 (円)	35.15	42.38	48.43
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当 期)純利益金額 (円)	35.15	42.38	48.42
自己資本比率 (%)	46.3	47.4	48.6

回次	第77期 第3四半期 連結会計期間	第78期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日
1株当たり四半期純利 益金額 (円)	21.40	19.94

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりです。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間は、政府の経済対策や日銀の金融緩和などにより景気は緩やかな回復を示し、個人消費にも一部に動きがみられましたが、物価上昇や消費税増税後の環境変化に対する警戒感などから本格的な消費マインドの改善にはいたらず、依然として不透明な経営環境が続きました。

このような環境のもと、当社グループは、年代の枠を越えて幅広いお客様にご支持いただけるよう、お客様ニーズに基づきすべての事業の革新をすすめるとともに、「店舗・カード・Web」の三位一体型ビジネスをさらに推進し、経営資源を最大限に活用することで収益力の向上をめざしてまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は3,057億23百万円（前年同期比1.2%増）、営業利益は195億18百万円（同8.4%増）、経常利益は200億47百万円（同11.8%増）、四半期純利益は116億2百万円（同20.6%増）と増収増益となりました。

セグメント別の状況

報告セグメントの区分について、第1四半期連結会計期間より変更しております。

これまで小売事業では、より多くのお客様のご期待にお応えするため、仕入販売の強化とともに店舗の売場賃貸によりカテゴリーの拡大をすすめてまいりました。また、今後の事業展開においても商業施設としての店舗の魅力を最大限に高めていくうえで、売場賃貸によるテナント導入も積極的に推進してまいります。

一方、前連結会計年度までの報告セグメントにおきましては、商品の仕入販売については「小売事業」、テナント等の賃貸収入については「小売関連サービス事業」と、一体運営している店舗でありながら損益を2つの区分に分けて計上してまいりました。

したがいまして、事業の実態をより正確に表すため、従来「小売関連サービス事業」に含めておりました商業施設の賃貸および運営管理等に伴う損益を「小売事業」に加え、新たに「小売・店舗事業」として区分し直しております。

この変更に伴い、以下の前年同期比較につきましては、前年の数値を変更後のセグメント区分に組み替えて比較しております。

(小売・店舗事業)

小売・店舗事業では「小売の革新」に取組み、年代を越えて共通するお客様のニーズや価値観にお応えするため、「おしゃれ×共通価値×値ごろ感」を基本コンセプトに、「店舗・カード・Web」を連携させた幅広いサービスの提供をすすめてまいりました。

まず、先行して取組んだ「商品の革新」では、基本コンセプトを具現化した新PB商品の「ラクチン」シリーズが好調に推移いたしました。展開型数の拡大や、お客様のご要望の多い値ごろ感のある品揃えを充実したことに加え、テレビCMなどの広告宣伝を強化したことにより、新PBの売上高は前年に対し1.8倍と高伸長いたしました。

次に「売場の革新」では、引き続き商品の特徴や機能性などをわかりやすく陳列、演出した売場づくりを推進するとともに、お取引先ショップとも基本コンセプトを共有し、共同開発商品の拡充をすすめてまいりました。

また、ネット通販では、上半期のシューズ専門サイトに続き11月にはバッグの新サイトをオープンいたしました。自宅でご試着いただくためにシューズの配送料・返送料を無料化した「ラクチン便」、服とのコーディネートで選べる検索機能など、お客様のご要望に沿ったサービスを充実したことや、全国規模のプロモーションが奏功し、ネット通販の売上高は前年同期比4%増と伸長いたしました。

さらに、「店づくりの革新」では、お客様と一緒に店づくりをすすめ、男女で気軽に楽しめる店をめざして、新宿マルイをリニューアルいたしました。「新宿マルイ 本館」には初めてメンズフロアを導入し、「新宿マルイ メン」では女性にもご利用しやすいギフト雑貨やイベントショップを充実いたしました。

このような施策により、客層の幅が広がったことで既存店のお買上客数は前年同期比5%増と好調に推移しましたが、前期に閉鎖した専門店の影響などにより、売上高は2,413億17百万円（前年同期比2.3%減）となりました。

一方、利益面では、固定費の削減をすすめたものの、積極的なプロモーションによる広告宣伝の増加もあり、営業利益は70億93百万円（同4.8%減）となりました。

なお、このたび、初の九州地区進出となる福岡・博多駅前への出店が決定いたしました。開店は2016年春の予定で、これまでの様々な取組みの集大成として、地域の皆さまに末永くご愛顧いただけますよう、お客様と一緒に店づくりをすすめてまいります。

（カード事業）

カード事業では、ご利用客数・ご利用額の拡大をすすめてまいりました。

丸井店舗での入会促進に加え、独自の提携カードである「コラボレーションカード」など丸井店舗外での入会が着実に増加したことから、カード会員数は前年同期比8%増の527万人となりました。

お得意様づくりの取組みでは、ゴールドカード会員の拡大をすすめてまいりました。人気公演や宿泊施設の会員優待、期間限定ポイントなどのサービス充実により、ゴールドカードの会員数は前期末から20万人増の77万人となりました。

また、丸井店舗では、申込書に替えてタブレット端末によるカード発行を開始いたしました。ペーパーレス化を通して入会審査が時間短縮され、店頭即時発行が拡大したことにより、個人情報の管理水準の向上と郵送費等のコスト削減が実現し、さらにカード利用率の向上に寄与いたしました。

このような施策により、外部加盟店でのご利用額は前年同期比26%増と引き続き高伸長し、リボ・分割払債権残高は1,532億円（前年同期比22%増）に拡大いたしました。

次にキャッシングにつきましては、取扱高が前年同期比11%増の949億円まで拡大したことから、営業貸付金残高は1,229億90百万円（前年同期比0.7%減）と前年の水準まで回復し、総量規制の影響による減少がほぼ底打ちいたしました。

この結果、営業債権残高は前年に対し344億円増加の3,272億円と過去最高を更新し、さらに、家賃保証や銀行ローン保証など関連ビジネスについても順調に推移したことから、カード事業の売上高は454億34百万円（前年同期比13.9%増）、営業利益は118億42百万円（同17.8%増）と2期連続の増収増益となりました。

（小売関連サービス事業）

小売関連サービス事業では、商業施設からの内装工事や広告制作などの受注が拡大したことなどにより、売上高は412億9百万円（前年同期比17.5%増）、営業利益は31億44百万円（同27.9%増）と2期連続の増収増益となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

（株式会社の支配に関する基本方針）

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる者が望ましいと考えております。

また、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させていくためには、当社の企業理念や経営資源に関する十分な理解、中長期的な視点に立った安定的な経営が不可欠であると考えております。

現在、当社は、小売業界における厳しい競争の中、企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるため、全力で取り組んでおりますが、わが国の資本市場においては、ある程度の法的な整備がおこなわれたとはいえ、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大量の株式を取得する行為がおこなわれることも十分あり得ると判断しております。

もとより、当社は、上場会社である以上、当社株式の売買は、株主や投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社株式の大量取得行為がおこなわれる場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。従いまして、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的からみて、真摯に合理的な経営をめざすものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会がその条件などについて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さない取得行為がおこなわれる可能性も否定できません。

当社は、このような買収者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと判断いたします。

2. 基本方針の実現に資する取組みの内容

当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるための取組み

当社グループでは、年代の枠を越え幅広いお客様にご支持いただける丸井グループの実現をめざし、お客様ニーズに基づきすべての事業の革新をすすめるとともに、経営資源を最大限に活用し、「店舗・カード・Web」の三位一体型ビジネスをさらに推進してまいります。

小売・店舗事業については、「おしゃれを楽しみたいすべてのお客様にご支持いただける丸井」の実現に向けて、お客様の潜在ニーズにお応えすることで、客層及び客数の拡大に取組むとともに、自主売場やPB商品を強化してまいります。

自主・PBについては、お客様と共同開発した新PB商品のアイテム数と型数の拡大をすすめるとともに、新PBで培った「お客様を起点としたモノづくり」の手法を活かし、「年代を越えたお客様ニーズ」にお応えする「新自主売場」づくりをすすめてまいります。売場と本部が一体となって、年代を越えた共通価値を提供する売場づくりに取組み、これを店舗改装や店づくりに拡げることで、小売・店舗事業の収益力の向上をめざしてまいります。

次に、カード事業については、お客様ニーズに基づくご利用客数・ご利用額の拡大と、三位一体化による収益力の向上に取組んでまいります。エポスカードの発行は丸井店舗でのご入会に加え、独自の提携カード「コラボレーションカード」やネット経由での入会促進など、丸井店舗以外での発行を拡大してまいります。また、ゴールドカードの店頭即時発行やゴールド・プラチナカードのポイントの有効期限永久化など、お客様のご要望にお応えした施策を展開し、カードの魅力を進化させることで、ご利用客数とご利用額の拡大をめざしてまいります。

さらに、三位一体化の取組みでは、オンラインサービス「エポスネット」へのご登録を丸井店舗全店でお勧めすることで、カード会員のネット登録率を高め、ご利用明細のWeb化や販促メールの活用により、タイムリーな情報発信とローコストな運営をすすめてまいります。

このように、丸井グループの経営資源とノウハウを最大限に活用して当社グループ独自のビジネスモデルを確立し、今後の成長と業績の向上につとめてまいります。

社会的責任への取組み

当社は、株主の皆様、お客様、お取引先の皆様、地域社会の皆様、そして従業員からも信頼される企業グループであり続けることをめざしております。そのため、常にお客様の視点に立った商品・サービスを提供することはもとより、安全で安心な営業体制の確立や個人情報保護など法令・ルールの遵守、環境保全をはじめとしたさまざまな社会貢献活動の実施など、積極的に社会的責任を果たすべく取組みを推進してまいりました。今後も、ますます高度化される社会的責任への要求にお応えすることを通じて、さらに企業価値の向上をはかってまいります。

コーポレート・ガバナンス強化への取組み

当社では、健全で公正な経営を第一に、長期安定的に企業価値および株主共同の利益を向上させていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、監査機能の強化と透明度の高い経営を推進するとともに、経営の透明性・公正性をより一層高めるため、社外取締役の選任、取締役の任期短縮などをおこなってまいりましたが、今後もより一層のコーポレート・ガバナンスの充実につとめてまいります。

3. 不適切な者によって支配されることを防止する取組み

前記の基本方針の実現に資する取組みを基本として、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を追求してまいり所存でございますが、企業価値および株主共同の利益に資さない株式の大量取得行為がおこなわれる可能性を否定できない現状を踏まえ、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を導入しました。当社株式の大量取得行為がおこなわれる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、あるいは当社経営陣や独立委員会等が買収者と交渉・協議するために、必要・十分な情報と時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを本プランの目的としております。

本プランは、(a)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または、(b)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け(以下、「買付等」といいます。)を対象とします。

当社の株券等について買付等がおこなわれる場合、当該買付等をおこなおうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を当社取締役会に対して事前に提出していただきます。その後、買付者等から提供された情報や当社取締役会からの意見およびその根拠資料や代替案が、独立性の高い社外取締役および社外監査役によって構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得た上、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、直接または間接に買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等をおこないます。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当すると認められた場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議をおこなうものとします。また、当社取締役会は、独立委員会の新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を尊重し、新株予約権の無償割当ての実施を決議した場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認します(ただし、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しない場合を除きます。)

本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の第75回定時株主総会終結の時から平成26年6月に開催予定の定時株主総会終結時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数をもって本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成する取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プランの更新にあたっては、新株予約権の無償割当て自体はおこなわれませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てがおこなわれた場合、株主の皆様が新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をおこなわなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化されることとなります(本プランに定められたところに従い、当社が非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することとした場合を除きます。)。また、一旦新株予

約権の無償割当ての実施が承認された場合であっても、本プランに定められたところに従い、当社が新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権を無償にて取得することとした場合には、当社株式の1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、かかる希釈化が生じることを前提にして売買をおこなった株主および投資家の皆様は、当社株式の株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

その他、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成23年5月13日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」をご参照ください。

(http://www.0101maruigroup.co.jp/pdf/settlement/11_0513/11_0513_1.pdf)

4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記の基本方針の実現に資する取組みは、いずれも当社の企業価値および株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、前記の「3. 不適切な者によって支配されることを防止する取組み」に記載のとおり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入されたものであること、合理的かつ客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役および社外監査役によって構成される独立委員会の判断を重視すること、独立委員会は第三者専門家の助言を得ることができること、当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能なこと、当社株主総会または取締役会により、いつでも廃止することができることなどにより、公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値および株主共同の利益を損なうものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,400,000,000
計	1,400,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年2月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	318,660,417	318,660,417	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	318,660,417	318,660,417		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日		318,660		35,920		91,307

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 44,900,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 273,643,500	2,736,435	
単元未満株式	普通株式 116,817		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	318,660,417		
総株主の議決権		2,736,435	

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株丸井グループ	中野区中野4丁目3番2号	44,900,100		44,900,100	14.09
計		44,900,100		44,900,100	14.09

(注) 当第3四半期会計期間末現在の自己株式数は44,900,990株です。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	29,951	29,182
受取手形及び売掛金	6,190	5,601
割賦売掛金	171,187	204,204
営業貸付金	123,739	122,990
商品	19,334	22,971
その他	30,590	34,067
貸倒引当金	8,270	7,690
流動資産合計	372,725	411,327
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	68,741	67,011
土地	98,886	98,886
その他(純額)	5,421	5,993
有形固定資産合計	173,049	171,891
無形固定資産		
無形固定資産	6,476	6,485
投資その他の資産		
投資有価証券	22,602	27,364
差入保証金	39,069	37,606
その他	10,250	8,513
投資その他の資産合計	71,922	73,484
固定資産合計	251,448	251,861
資産合計	624,173	663,189

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	28,208	34,110
短期借入金	69,262	55,967
1年内償還予定の社債	-	20,000
コマーシャル・ペーパー	5,000	18,000
未払法人税等	1,726	6,610
賞与引当金	3,617	2,042
ポイント引当金	1,719	2,424
商品券等引換損失引当金	149	153
その他	23,046	28,537
流動負債合計	132,728	167,843
固定負債		
社債	82,000	82,000
長期借入金	87,500	84,500
利息返還損失引当金	11,158	7,538
その他	6,734	6,825
固定負債合計	187,393	180,863
負債合計	320,121	348,707
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,920	35,920
資本剰余金	91,307	91,307
利益剰余金	225,554	232,466
自己株式	53,889	53,832
株主資本合計	298,893	305,862
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,744	8,194
その他の包括利益累計額合計	4,744	8,194
新株予約権	25	26
少数株主持分	389	398
純資産合計	304,051	314,482
負債純資産合計	624,173	663,189

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	302,023	305,723
売上原価	191,538	190,663
売上総利益	110,485	115,060
販売費及び一般管理費	92,472	95,542
営業利益	18,012	19,518
営業外収益		
受取利息	108	95
受取配当金	403	397
償却債権回収益	557	830
固定資産受贈益	388	578
その他	280	179
営業外収益合計	1,738	2,081
営業外費用		
支払利息	1,401	1,340
その他	412	212
営業外費用合計	1,813	1,552
経常利益	17,937	20,047
特別利益		
投資有価証券売却益	189	-
特別利益合計	189	-
特別損失		
固定資産除却損	477	817
店舗閉鎖損失	2	162
固定資産見積変更差額	2,385	-
その他	62	72
特別損失合計	2,928	1,053
税金等調整前四半期純利益	15,198	18,994
法人税等	5,560	7,375
少数株主損益調整前四半期純利益	9,637	11,618
少数株主利益	16	16
四半期純利益	9,621	11,602

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	9,637	11,618
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,167	3,450
その他の包括利益合計	1,167	3,450
四半期包括利益	10,805	15,068
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	10,788	15,052
少数株主に係る四半期包括利益	16	16

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	
連結の範囲の重要な変更	(株)エポス保証は清算手続きにより重要性がなくなったため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	
税金費用の計算	税金費用の計算については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。ただし、見積実効税率を用いて計算すると著しく合理性を欠く場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

金融機関が行っている個人向けローンに対する保証債務残高は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
	百万円	百万円
	13,880	15,938

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
	百万円	百万円
減価償却費	8,160	7,351

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,915	7	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金
平成24年10月30日 取締役会	普通株式	1,915	7	平成24年9月30日	平成24年12月4日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,189	8	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金
平成25年11月7日 取締役会	普通株式	2,463	9	平成25年9月30日	平成25年12月4日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	小売・店舗 事業	カード事業	小売関連 サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	242,795	38,259	20,967	302,023	-	302,023
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,098	1,644	14,108	19,851	19,851	-
計	246,894	39,904	35,076	321,874	19,851	302,023
セグメント利益	7,448	10,056	2,458	19,963	1,950	18,012

(注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去1,682百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,633百万円です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の費用です。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	小売・店舗 事業	カード事業	小売関連 サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	237,223	43,805	24,694	305,723	-	305,723
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,094	1,628	16,515	22,238	22,238	-
計	241,317	45,434	41,209	327,962	22,238	305,723
セグメント利益	7,093	11,842	3,144	22,080	2,561	19,518

(注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去1,185百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,747百万円です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の費用です。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更し、従来「小売関連サービス事業」に含めておりました商業施設の賃貸および運営管理等に伴う損益を「小売事業」に加え、新たに「小売・店舗事業」として区分し直しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき組み替え表示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	35円15銭	42円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	9,621	11,602
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	9,621	11,602
普通株式の期中平均株式数(千株)	273,712	273,760
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	35円15銭	42円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	35	2
(うち、新株予約権(千株))	(35)	(2)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

2 【その他】

平成25年11月7日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額..... 2,463百万円

(ロ) 1株当たりの金額..... 9円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日..... 平成25年12月4日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月6日

株式会社丸井グループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 野 裕

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富 永 淳 浩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社丸井グループの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社丸井グループ及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。